

～ 熊本県警察からのお願い ～

小学生のみなさんへ

こんなことをしたら
警察に補導されるよ。
社会のルールを守ろうね！！



熊本県警察マスコット
ゆっぴー

まんびき 「万引き」はドロボウです！！

「万引き」とは・・・

お店でお金をはらわないで、
品物をこっそりもつてくること。



「万引き」は^{せつとうざい}窃盗罪^{はんざい}という犯罪です。

万引きなど人の物を盗むことはすべて「窃盗罪」で、^{ちようえき}懲役10年以下などの重い犯罪です。



お店の人に迷惑をかけてしまいます。
おうちの人には悲しみます。
お友達もはなれてしまいます。

だから、絶対に万引きをしたり、人の物をとってはけません。

私たちは、品物を売ったお金で生活しています。
万引きがふえると、生活できなくなって、こまってしまいます。

店長

ほしい物があるんだけど・・・

- おこづかいをためて、自分で買う
- おうちの人にほしい理由を話して買ってもらう
- ^{たんじようび}お誕生日やお正月までがまんする

友達に「万引き」をさそわれて・・・

- 「私はそんなことしない」ときっぱりことわる
- 「用事があるからかえる」と言って店をでる
- 「ダメだよ」と勇気をだしてとめる

このほかにも、
「見張りをする」「万引きした物をもらう」なども

ぼうりよく 人や物への暴力は絶対にダメ！！

人に暴力をふるったり、机やドア
など物をこわすことは、「^{ぼうこうざい}暴行罪」「^{しやう}傷害罪」「^{きぶつそんがいざい}器物損壊罪」などの犯罪です。

「しね」「ばか」「ぶっとばすぞ」
などの悪い言葉を使うことも、言葉による暴力です。

いじめも絶対にダメ！！

^{しやうだんはんぶん}冗談半分でからかったり、悪口を言ったり、仲間外れにするなど、相手がいやな思いをすることは、「いじめ」です。

いじめでも人の物をとつたら窃盗罪、
暴力をふるったら暴行罪や傷害罪の犯罪になります。

^{しやうだん}冗談半分でも、絶対に人を傷つけるようなことを言ったり、したりしてはいけません。
相手を思いやる、やさしい心をもつことが大切です。

友達がムかつくことを言ったから殴った・・・

- 自分の気もちを言葉でつたえて、話し合いで解決しましょう。
- 先生やおうちの人に話して、話し合いに協力してもらいましょう。
- 暴力では何も解決しません。
^{れんしゆう}怒りの気持ちをコントロールする練習をしましょう。

らんぼう イライラして乱暴したくなったときは・・・

- お友達とけんかしたり、嫌なことを言われたりした時は、その場から離れて誰かに話を聞いてもらいましょう。
- スポーツや音楽など、自分が好きなことをして気分をかえましょう。

熊本県少年警察ボランティア連絡協議会・熊本県警察